

住民基本台帳の 閲覧状況

町では、住民基本台帳法などの規定に基づき、年に一度住民基本台帳の閲覧に関する状況を公表しています。

今回は、令和3年4月から令和4年3月までの状況をお知らせします。

○問合せ 町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 (令和3年4月～令和4年3月)

閲覧日	閲覧申出者	委託者	利用目的	住民の範囲
令和3年 5月12日	自衛隊帯広地方 協力本部	なし	防衛大学などの 学生募集事務	・平成11年4月2日から平成12年4月 1日までの間に生まれた日本人男女 ・平成15年4月2日から平成16年4月 1日までの間に生まれた日本人男女 ・平成18年4月2日から平成19年4月 1日までの間に生まれた日本人男子 ※全て町内全世帯が対象です。
令和3年 9月8日	北海道オホーツ ク総合振興局保 健康環境部	なし	健康増進法に基 づく令和3年国 民健康・栄養調査	西幸町1番地～41番地の住民世帯が対象

※住民基本台帳は、次の場合のみ閲覧することができます。

- ア 国または地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するため
- イ 統計調査、世論調査、学術研究のうち総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるもの
- ウ 訴訟の提訴その他特別な事情による居住関係の確認で営業目的でないもの

わたしたちの国民年金

繰上げ受給と繰下げ受給の 制度改正について

令和4年4月から、老齢基礎年金の繰上げ受給の減額率の変更と、繰下げ受給の上限年齢の引上げが行われました。

○繰上げ受給

老齢年金を65歳前に繰上げ受給する場合、今までは1月当たり0.5%減額されていたところ、0.4%に変更されます。

対象となる方は、令和4年3月31日時点で60歳未満の方(昭和37年4月2日以降生まれの方)です。それ以前の方については変更はありません。

○繰下げ受給

66歳から70歳までとなっている老齢年金の繰下げの年齢について、上限が75歳に引き上げられます。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても繰下げの上限が5年から10年に引き上げられます。

対象となる方は令和4年3月31日時点で70歳未満の方(昭和27年4月2日以降生まれの方)、または受給権を取得した日から5年経過していない方です。

※受給にはいくつかの注意点がありますので、請求の際は事前に年金事務所などにご相談ください。

繰上げ・繰下げ請求時の減額・増額率

※開始年齢時点での最大率です。

繰上げ受給時 減額率		繰下げ受給時増額率			
60歳	24%	66歳	8.4%	71歳	50.4%
61歳	19.2%	67歳	16.8%	72歳	58.8%
62歳	14.4%	68歳	25.2%	73歳	67.2%
63歳	9.6%	69歳	33.6%	74歳	75.6%
64歳	9.6%	70歳	42%	75歳	84%

○問合せ

- ・北見年金事務所 (☎ 25-9635)
音声案内にしたがって、電話機②を押したあと②を押してください
- ・町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203)

保険料納付は便利な口座振替で

地域包括支援センターだより

あいあい

今年度から、地域包括支援センターだより「あいあい」が広報紙面に年4回仲間入りします。「フレイル予防のこと」、「認知症予防のこと」など「地域包括支援センター」からの情報を発信していきますので、ぜひご覧ください。

地域包括支援センターは

年を重ねても住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、介護サービスをはじめ、福祉・医療・権利擁護など、総合的に支援し、高齢者の生活を支える相談窓口です。相談は、窓口や電話で受け付けています。



介護サービスのこと

認知症のこと

介護予防・フレイル予防のこと

医療や介護に関すること



開催しました!!

2か月近く続いた新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間のため延期していた「成年後見制度学習会」「ささえあい講演会」を無事開催することができました。

成年後見制度学習会

すみれ相続センターの後藤朋恵相続知財鑑定士を講師に迎え、「住み慣れたまちで自分らしく暮らし続けるために」と題した学習会を3月23日に開催し、19人が参加しました。

ささえあい講演会

社会福祉法人アンビシャス理事長の長谷川聡氏を講師に迎え「誰にでもできる地域の支え合い」をテーマに講演会を3月24日に開催し、27人が参加しました。

みんなのカフェ
「かなえーる」



「ほっとできる場」
「気軽に集える場」
として
どなたでも参加
できます

5月～7月までの開催時期

- とき 5月11日、6月8日、7月13日
13時30分～15時30分
- ところ 総合福祉センター
※飲み物代・材料費は実費負担です。

ほとなまちをつくり隊



毎月第4木曜日
13時30分～
15時30分

地域の支え合いにより、もっと住みやすい訓子府をめざそう!という取り組みです。毎月の例会では、それぞれ思うことを語り合いながら自分たちの「できること」を「できる範囲で」考え、活動しています。気軽に足を運んでみてください。
※新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置などにより、中止や延期になる場合があります。ご了承ください。

■問合せ 福祉保健課高齢者支援係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)